道県名	郡名	市町村名
北海道	島牧郡	島牧村
	古宇郡	神恵内村
	上川郡	美瑛町
	中川郡	中川町
	天塩郡	遠別町
	岩手郡	葛巻町　岩手町
岩手県	富山市※	
富山県	加茂郡	八百津町
岐阜県	駿東郡	小山町
静岡県	新見市※	
岡山県	呉市※	
広島県	庄原市	
	東広島市※	
	北広島町	
	美祢市	
山口県	曽於市※	
鹿児島県	奄美市	
	大島郡	大和村　宇検村　瀬戸内町　龍郷町

備考

※印を付した市町村は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となった市町村である。この場合、当該市町村における激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき指定された措置の適用については、同法第三条第一項の政令で定める基準に該当する当該市町村の合併前の市町村に係るものに限る。なお、特定地域に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第一条第一項の市町村の負担額の算定に当たっては、合併前の市町村について局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）(1)に掲げる市町村に該当した場合に、当該合併前の市町村について算定したものである。

○農林水産省告示第六百五十号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十二年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	茅部	森町
	爾志	乙部町
	久遠	せたな町
	磯谷	蘭越町
	余市	仁木町　余市町
	上川	美瑛町
	空知	上富良野町
	中川	中川町
	苫前	羽幌町　初山別村
	天塩	遠別町　天塩町
	沙流	平取町
青森県	南津軽	大鰐町
		弘前市　五所川原市
岩手県		陸前高田市　八幡平市
	葛巻	岩手町
	和賀	西和賀町
		秋田市　横手市　大館市　鹿角市　大仙市　北秋田市　仙北市
	山本	藤里町　三種町
	南秋田	五城目町　井川町
		鶴岡市（旧東田川郡羽黒町及び朝日村の区域に限る。）　酒田市
山形県	東村山	中山町
	西村山	朝日町
	最上	鮭川村
福島県		いわき市　喜多方市
	耶麻	西会津町
	河沼	会津坂下町　柳津町
	大沼	三島町　会津美里町
	東白川	矢祭町
群馬県		沼田市
千葉県	長生	長南町
		君津市　富津市
神奈川県	足柄上	山北町
新潟県		小千谷市　十日町市　村上市　妙高市　上越市
富山県	中魚沼	津南町
		富山市　氷見市　黒部市
石川県		七尾市　輪島市　珠洲市
福井県		福井市　越前市
長野県	丹生	越前町
		長野市　上田市　飯田市　小諸市　佐久市（旧南佐久郡臼田町並びに旧北佐久郡望月町及び浅科村の区域に限る。）
	北佐久	御代田町
	小県	青木村
	諏訪	原村
	下伊那	喬木村　大鹿村
	東筑摩	筑北村
	下高井	野沢温泉村
	上水内	信濃町　飯綱町
岐阜県		高山市　瑞浪市　恵那市　下呂市
	加茂	八百津町　白川町　東白川村
	可児	御嵩町
	駿東	藤枝市　御殿場市
静岡県		小山町
愛知県		春日井市
三重県		四日市市
	三重	菰野町
	南牟婁	紀宝町
滋賀県		甲賀市　高島市
京都府		京都市（旧京都市の区域に限る。）
大阪府		泉南市